

バーゼル銀行監督委員会「デリバティブおよびトレーディングに関し監督上必要とする情報を収集する際の枠組み」の改訂について

1998年9月2日

(掲載に当たって)

バーゼル銀行監督委員会では、9月2日、証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会と共同で、「デリバティブおよびトレーディングに関し監督上必要とする情報を収集する際の枠組み」の改訂を行い、対外公表した。

バーゼル銀行監督委員会による本件に関するプレス・ステートメントの仮訳は、以下の通りである。

プレス・ステートメント

本日、バーゼル銀行監督委員会と証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会は、1995年5月に公表された「銀行および証券会社の派生商品取引に関する監督上の情報についての枠組み」の改訂を発表する。本改訂は、主にマーケット・リスクの分野におけるトレーディングおよびデリバティブ活動のリスク管理実務の進展を反映した枠組みを提供するものである。

監督当局がトレーディングおよびデリバティブに関し収集すべき情報の指針を提供した1995年の枠組みは、監督上の目的で銀行および証券会社の当局により幅広く導入されてきた。デリバティブに関し監督上必要とする情報についての共同の枠組みを初めて発表した後、バーゼル委員会は1996年にマーケット・リスクを規制の対

象に含める形で自己資本合意を改定したほか、1997年に銀行を対象にした金利リスクに関するリスク管理の指針を公表した。それに加え、IOSCOは証券会社に適用する自己資本規制やリスク管理にかかる基準にマーケット・リスクを含める可能性について検討してきた。

この作業は、バーゼル委員会およびIOSCOが銀行、証券会社のトレーディングとデリバティブ取引の活動をモニターするための継続的な努力の一環である。この点につき、今般の改訂は、1994年のデリバティブ取引のリスク管理向上のためのガイドラインの共同発表や、1995年から実施している共同のディスクロージャー・サークルの年次報告書で示されているデリバティブおよびトレーディング取引の分野でのパブリック

ク・ディスクロージャーの向上に関する共同提案など、両委員会で進めてきた作業を土台にしたものである。

トレーディングやデリバティブ取引活動が引き続き増大している状況下、こうした取引活動が銀行や証券会社の全体のリスク・プロファイルや収益性にどれぐらい影響を及ぼすかについて、監督当局が理解を深めることは重要である。したがって、両委員会としては、この枠組みによって示される情報は、デリバティブ市場において活動しているか、または、マーケット・リスクへのエクスポートージャーが大きい、監督対象の金融機関やその主要な子会社において入手可能でなければならず、かつ監督当局に提供できるものでなければならないと考えている。1995年版の監督上必要とする情報についての枠組みは、デリバティブに特化していたが、今回の1998年版では現物およびデリバティブの両方のトレーディングから生ずるマーケット・リスク・エクスポートージャーをより包括的に把握するために枠組みを拡張している。

この枠組みは、金融機関の報告負担を限定する必要性に留意したものとなっており、①実地検査・考查、②外部監査、③金融機関との意見交換、④特別なサーベイ、⑤定例報告等、監督上必要とする情報を収集するための柔軟な方法を示している。また、銀行や証券会社がトレーディングやデリバティブ取引活動に伴う様々なリスク・エクスポートージャーをモニターするために開発している内部の情報システムを監督当局が活用することを奨励している。さらに、本枠組みはグローバルに活動する銀行や証券会社に適用されるリスク管理にかかる基準や自己資本規制と整合的となるように作成されている。

この枠組みは、二つの主要な部分から構成さ

れている。ひとつは、トレーディングやデリバティブのリスクを評価する際に重要と両委員会が考えるデータのカタログである。各国監督当局は、自国の報告体制を整備する際に、このカタログを活用することができよう。二つ目は、各国監督当局が入手すべきと両委員会が勧めるデリバティブ取引に関する国際的に調和のとれた基礎的情報（カタログの一部を構成）に関する共通のミニマム・フレームワークである。共通のミニマム・フレームワークについては、当初、金融機関のデリバティブ取引の全容や信用リスクを評価する際に有益な情報に焦点を当てていたが、今回の改正においてトレーディングやデリバティブ取引のマーケット・リスクを評価する際に有益な情報も含めるよう拡張されることとなった。

注

1. バーゼル銀行監督委員会は、1975年にG10諸国の中銀総裁会議により設立された銀行監督当局の委員会である。同委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、スイス、英国及び米国の銀行監督当局ならびに中央銀行の上席代表により構成される。現在の議長は、ニューヨーク連邦準備銀行のW.J. McDonough総裁である。委員会は通常、常設事務局が設けられているバーゼルの国際決済銀行において開催される。

2. IOSCO専門委員会は、主要工業国における証券会社の監督当局の委員会である。同委員会は、オーストラリア、フランス、ドイツ、香港、イタリア、日本、マレーシア、メキシコ、オランダ、オンタリオ州、ケベック

州、スペイン、スウェーデン、スイス、英国及び米国の証券監督当局の上席代表により構成される。現在の議長は、香港証券先物委員会のAnthony Neoh議長である。

3. 改訂された本枠組みは、バーゼル委員会の透明性小委とIOSCOの金融仲介者の規制に関するワーキング・パーティの協同で作成された。透明性小委の議長は、米国通貨監督庁のSusan Krause女史で、IOSCOの金融仲介者の規制に関するワーキング・パーティの

議長は、英国の金融サービス機構のRichard Britton氏である。

4. 本レポートのテキストは、公表日より、インターネット上のBIS Web Siteの<http://www.bis.org>およびIOSCO Web Siteの<http://www.iosco.org>から入手することができる。

バーゼル

1998年9月2日